

福井県丹南広域組合職員の育児休業等に関する条例

平成12年 3月3日条例第4号

改正 平成12年10月1日条例第8号

改正 平成17年10月1日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、福井県丹南広域組合職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣された職員を除く。以下「職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等に関しては、職員の育児休業等に関する条例（平成17年越前市条例第39号）の例による。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第8号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。